愛媛県大学生による県立学校学習支援ボランティア事業実施要項

（目的）

第１条　この要項は、愛媛県教育委員会（以下「県教委」という。）が、教員を目指す大学生又は大学院生（以下「大学生等」という。）を学習支援ボランティアとして登録し、県立学校に派遣して学習支援を行わせることにより、生徒の学力向上を図るとともに、大学生等に実践的な教育経験を積む機会を提供することを目的に、愛媛県大学生による県立学校学習支援ボランティア事業（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（登録要件）

第２条　学習支援ボランティアは、次の各号に該当する要件を全て備えていなければならない。

(1)　愛媛大学又は松山大学に在籍する大学生等

(2)　本事業の趣旨に理解がある者

(3)　心身健全な者

(4)　政治、宗教又は営利活動を目的としない者

（登録手続）

第３条　学習支援ボランティアへの登録（以下単に「登録」という。）を希望する者は、学習支援ボランティア登録申請書（様式第１号）を愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課長（以下「高校教育課長」という。）に提出するものとする。

（登録決定の通知）

第４条　高校教育課長は、前項の規定による申請の内容を審査し、適格と認めるときは、申請者に学習支援ボランティア登録証（様式第２号）を交付するものとする。

（登録の有効期限）

第５条　登録は、登録の日から登録の日が属する年度の末日まで有効であるものとする。

（登録の取消し）

第６条　高校教育課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1)　学習支援ボランティアから登録の取消しに係る申出があった場合

(2)　学習支援ボランティアとしてふさわしくない行為のあった場合

(3)　その他学習支援ボランティアとして不適切と高校教育課長が認める場合

２　学習支援ボランティアは、前項の規定により登録が取り消されたときは、速やかに、登録証を返納しなければならない。

（活動内容）

第７条　学習支援ボランティアは、派遣の都度、派遣先と協議の上、次の各号に掲げるいずれかの活動を行う。

(1)　授業中の補助

(2)　課題の作成、採点又は解説指導

(3)　教材のデジタル化

(4)　模擬試験実施の補助

(5)　その他必要な支援

（派遣の申請）

第８条　県立学校長（以下「校長」という。）は、学習支援ボランティアの派遣を受けようとするときは、学習支援ボランティア派遣申請書（様式第３号）により、高校教育課長に申請しなければならない。

（派遣の決定）

第９条　高校教育課長は、前条に規定する申請書を受理したときは、学習支援ボランティアと調整を行った上、派遣の可否を決定し、その旨を校長に通知するものとする。

２　高校教育課長が前項に規定する通知を行う場合においては、学習支援ボランティア派遣通知書（様式第４号）によるものとする。

３　高校教育課長は、第１項の規定により学習支援ボランティアの派遣の可否を決定する場合には、当該学習支援ボランティアの活動期間、月当たりの活動日数及び月当たりの活動時間の調整を行うことができるものとする。

（派遣回数の上限）

第10条　学習支援ボランティア１人当たりの派遣回数は１年度当たり40回までとし、県立学校における派遣の受入れは、１年度当たり延べ480人までとする。

（活動日及び活動時間の決定）

第11条　学習支援ボランティアの活動日及び当該活動日における活動時間は、１日当たり８時間を限度として、派遣先と学習支援ボランティアが協議の上、決定することとする。

（派遣先の報告）

第12条　派遣先の校長は、学習支援ボランティアによる全活動が終了した後、速やかに学習支援ボランティア活動実施報告書（様式第５号）を高校教育課長に提出するものとする。

（報酬及び旅費）

第13条　学習支援ボランティアの報酬は無償とし、派遣先への交通費については職員等の旅費取扱規程により支給する。

（秘密の保持）

第14条　学習支援ボランティアは、本事業の実施に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。登録が取り消された後においても、また同様とする。

（保険）

第15条　県教委は、学習支援ボランティアを派遣する際には、当該学習支援ボランティアを被保険者とする傷害及び損害賠償の保険に加入するものとする。

（雑則）

第16条　この要項に定めるもののほか、学習支援ボランティアの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要項は、令和２年10月１日から施行する。